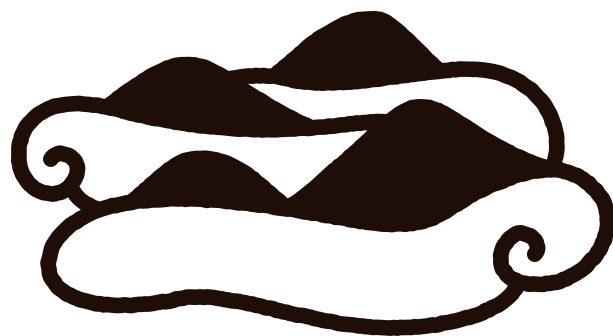




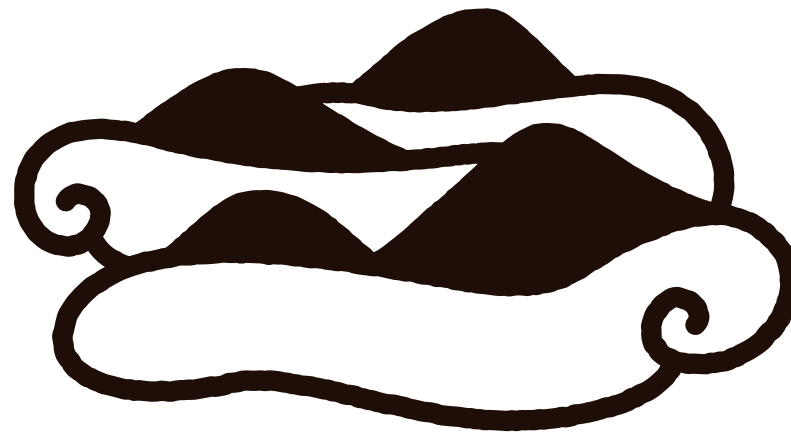
DAIGO
NATURE BASE

DAIGO/NATURE BASE

ロゴマーク使用マニュアル

page 01

ロゴマーク
コンセプト



DAIGO
N A T U R E B A S E

男体山山頂から見える「雲海」や国名勝袋田の滝・清流久慈川の清らかな
水の流れなど大子町が持つ美しい資源をモチーフにしたロゴマーク

ロゴマーク
色について



基本パターン1



基本パターン2



特色 : DIC582
CMYK : C12+M18+Y20+K100
RGB : R30+G14+B7



モノクロ : K100

●指定色以外の使用はできません

ロゴマーク
背景色について
(推奨カラー)

基本パターン1



基本パターン2



①春バージョン

CMYK : C20+Y100

RGB : R218+G224



②夏バージョン

CMYK : C30+M5

RGB : R187+G220+B224



③秋バージョン/ALL SEASON

CMYK : C10+M10+Y20+K5

RGB : R227+G14+B7



④冬バージョン

CMYK : C40+Y20

RGB : R162+G215+B212



⑤ダークネイビー

CMYK : C100+M80+Y60+K5

RGB : G67+B89



⑥カーキ

CMYK : C70+M50+Y100+K20

RGB : R85+G101+B43



⑦ダークブラウン

CMYK : C40+M50+Y80+K40

RGB : R121+G94+B46



⑧ダークピーコック

CMYK : C100+M30+Y40+K30

RGB : G103+B119

●明るめの背景色①～④は基本パターン1.2使用可能。 暗めの背景色⑤～⑧の場合、白抜きロゴを使用する。

ロゴマーク 背景色との関係

背景濃度



- 背景濃度40%を境にマークを白ヌキで使用してください。
- 背景が写真等の場合も同様の基準で判断してください。(視認性を損なわないように注意)



- 背景色との関係において、著しく視認性を妨げる配色での使用は避けてください。

ロゴマーク
余白について



- 点線の枠内に、文字や他のデザイン要素を入れてはいけません。
背景に写真、イラストが入る分には構いませんが、視認性を損なわないようにしてください。

page 06

ロゴマーク 使用最少サイズ



- シンボルマークを、上記サイズより小さくして使用してはいけません。(web使用除く)

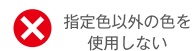
ロゴマーク 使用禁止例



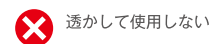
変形しない



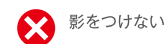
傾けない



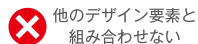
指定色以外の色を
使用しない



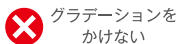
透かして使用しない



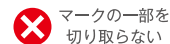
影をつけない



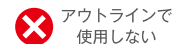
他のデザイン要素と
組み合わせない



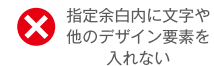
グラデーションを
かけない



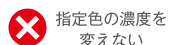
マークの一部を
切り取らない



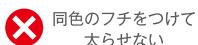
アウトラインで
使用しない



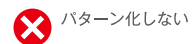
指定余白内に文字や
他のデザイン要素を
入れない



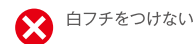
指定色の濃度を
変えない



同色のフチをつけて
太らせない



パターン化しない



白フチをつけない

ロゴマーク 利用規約

(目的)

第1条 大子町(以下「町」という)は、大子町でのアウトドアアクティビティの認知度を高め、観光振興に寄与することを目的に、民間企業等がロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を本利用規約に定めることとする。

(使用の手続き)

第2条 ロゴマークを使用する場合は、ホームページ上のお問合せフォームに必要事項及び使用目的を入力の上、送信するものとする。

ただし、町が別途使用を認めた場合はその限りではない。

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用方法)

第4条 ロゴマークはデザインマニュアルに基づき、適正に使用しなければならない。

ただし、町が別途使用を認めた場合はその限りではない。

(使用の禁止)

第5条 町は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、ロゴマーク使用者(以下「使用者」という)に対し、ロゴマークの使用を禁止することができる。その場合、使用者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行わなければならない。

ア 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

イ ロゴマークを正しい使用方法に従って使用していない、又は使用しないおそれのある場合

ウ 事業所等が自己のロゴマーク、商標又は意匠として使用している、又は使用するおそれのある場合

エ 法令又は公序良俗に反している、又は反するおそれのある場合

オ その他協議会によって不適當と認められる場合

使用者が前項の規定により生じる損害について、町はその補償の責めを負わない。

(使用状況の調査等)

第6条 町は、使用者に、ロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用者の責務)

第7条 ロゴマークが表示されたものに関する事故又は苦情が発生した場合、一切の責任は使用者に帰すものとし、ロゴマークの使用者は誠意を持って必要な措置を講じなければならない。

データの 支給について

ロゴマークのaiデータ、pngデータをご希望の方は、
下記ページのメールフォームからお問い合わせ内容に使用目的を記入の上、
太子町までご連絡ください。

<https://nature-base-daigo.site/contact/>

使用上の注意

- ロゴマークは太子町のアウトドアをPR する目的で使用してください。
- ロゴマークを変形させたり、別の図形と組み合わせたりして、新たなマークを作成しないでください。
- ロゴマークを第三者に転売、貸与、譲渡することはできません。また、それらをダウンロード及びコピーすることを目的としたサービスをすることもできません。
- 個人・法人を問わず、すべての利用において著作権や商標権の譲渡等はしません。
- 公序良俗に反すると思われる使用は禁止します。
- ロゴマークの使用によって生じる損害について、太子町は一切の責任を負わないものとします。